

東日本大震災の影響による第18回医療経済実態調査（医療機関等調査） の実施上の対応（案）について

1. 調査票配布時の配慮

- (1) 抽出された保険医療機関等のうち、下記の区域等に所在する保険医療機関等に対しては、調査票の発送は行わない。
 - ①（社）日本損害保険協会が津波や火災によって甚大な被害（流失や焼失）のあった街区として認定した全損地域
 - ② 郵便事業（株）によって郵便物等の配達困難地域となっている区域
 - ③ 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域となった区域
 - ④ 同法第20条第3項の規定による計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている区域
- (2) 抽出された保険医療機関等のうち、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域に所在する保険医療機関等に対しては、事前に個別連絡を行い、調査協力の了承を得た上で、調査票の発送を行う。

2. 震災の影響を把握するための措置（全国）

東日本大震災の影響により、保険医療機関等の経営に与えている実態を把握し、今後の医療保険政策の基礎資料とするため、調査票の最終ページに設けられている自由記載欄への記入について、ご協力をいただく。

3. 集計・分析時の配慮

- (1) 有効回答の集計・分析の際に、被災区域に所在する保険医療機関等のデータを除いた集計を別途行うなどの措置を講ずる。
- (2) 保険医療機関等（調査票の配布に当たり配慮を行った区域に所在）の回収できなかったデータの補完については、他省、他部局等の手法等を参考に、別途推計、補完した全国集計を行う。
 - （例）家計調査：調査票が回収できなかった地域については、東北地方で回収できた調査票を基に推計し、全国の結果として公表
 - 毎月勤労統計調査：全国集計については従前同様の方法で実施しつつも、欠落した調査データによる影響の可能性を付記
- (3) その他、東日本大震災の影響の把握を可能な限り行うため、状況の把握を進めつつ、必要な措置を講ずる。
 - （例）メディアデータの時系列分析
 - 施設基準の届出状況等の報告での状況把握
 - 各種調査を活用した状況把握
 - ・医療施設動態調査、病院報告等
 - ・毎月勤労統計調査
 - ・被災自治体の実施する調査 等